

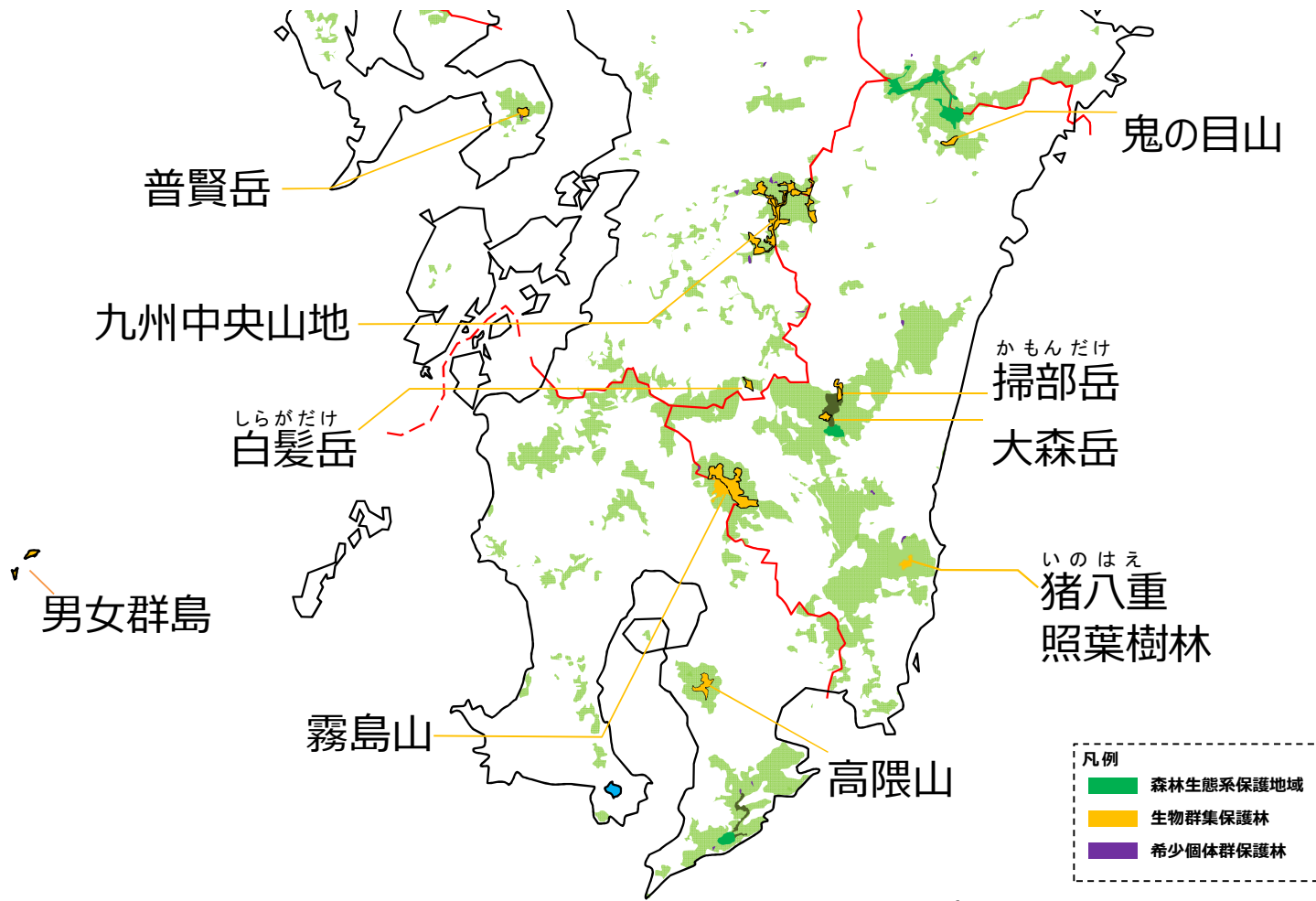
生物群集保護林の地帯区分について

令和元年7月19日

林野庁 九州森林管理局

計画保全部 計画課

生物群集保護林一覽(九州森林管理局)



生物群集保護林の地帯区分の取扱い (案)

	名称	面積	署名	検討時期
1	普賢岳	443.41	長崎	次期検討
2	男女群島	414.63	長崎	現行維持
3	九州中央山地	6,038.36	熊本、熊本南部 宮崎北部	次期検討
4	白髪岳	379.16	熊本南部	今年度以降 検討
5	鬼の目山	467.22	宮崎北部	今年度以降 検討
6	掃部岳	626.83	西都児湯、宮崎	次期検討
7	大森岳	373.44	宮崎	次期検討
8	猪八重 照葉樹林	480.79	宮崎南部	済
		保存 402.38		
		保全 78.41		
9	霧島山	6,354.22	都城、鹿児島	今年度以降 検討
10	高隈山	1,176.31	大隅	今年度以降 検討

保護林設定管理要領（抜粋）

2 生物群集保護林

	保存地区	保全利用地区
(3) 地帯区分	原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。 ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りでない。	
	自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域とする。	保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、 原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域とし、 天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができるものとする。
(4) 取扱いの方針	原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。	(ア) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。 (イ) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。
(6) その他	ア 生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。 イ 生物群集保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。	
	-	原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。 ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。

生物群集保護林の地帯区分(保全利用地区)設定の考え方(案)

- 1 植生の特徴など、保護林の設定目的を地帯区分に反映させる。
- 2 保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ範囲に保全利用地区を設定する。
外部からの影響とは：分収林等契約林・レクリエーションの森・貸付地等
- 3 保全利用地区を設定する場合、保護林の外側に設けることを第一義的目標とするが、やむを得ない場合は、保存地区の内側に保全利用地区を設定する場合も検討する。
- 4 保存地区に外部からの影響が直接及ばない場合は、緩衝の役割を果たす保全利用地区は必要ないため、保全利用地区が保存地区の周囲を取り囲まない場合も検討する。
(例：自然維持タイプ、海域で囲まれている等)
- 5 保全利用地区の幅は、管理経営の指針の保護樹帯設定基準に準じ概ね50m以上を基準とする。

